

1.4 交通の状況

1) 道路

(1) 道路網

対象事業実施区域周辺における道路網は、図 3.1.4-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域の北側に面して県道さいたま菖蒲線が南北に延びており、対象事業実施区域の南側に面して都市計画道路上尾伊奈線（計画中）が東西に延びている。

県道さいたま菖蒲線は北側で県道蓮田鴻巣線及び県道上尾久喜線に接続し、対象事業実施区域の南側では都市計画道路上尾伊奈線（計画中）と交差し、その後、県道上尾蓮田線及び県道上尾環状線に接続している。

また、都市計画道路上尾伊奈線（計画中）は西側でさいたま菖蒲線と交差し、その後、はなみずき通りに接続して国道 17 号まで延びており、東側では町道 15 号線に接続し、その後、蓮田鴻巣線まで延びている。

(2) 交通量

対象事業実施区域周辺における一般交通量の調査結果は表 3.1.4-1 に、調査地点は図 3.1.4-1 に示すとおりである。

表 3.1.4-1 一般交通量調査結果（令和 3 年度）

単位：台

No.	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類 交通量			24 時間自動車類交通量		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
①	一般国道 17 号	上尾市日の出 2 丁目 1 地先	27,646	5,579	33,225	41,858	10,346	52,204
②	一般国道 17 号	上尾市宮本町 15-17 地先	25,803	6,387	32,190	39,583	9,969	49,552
③	さいたま菖蒲線	上尾市原市 1005-12	9,039	1,225	10,264	/		
④	さいたま菖蒲線	上尾市平塚 2151-1	9,739	1,166	10,905			
⑤	上尾環状線	伊奈町小室 394-4	5,655	660	6,315			

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情報調査」（令和 7 年 11 月閲覧、国土交通省）

2) 鉄道

対象事業実施区域周辺の駅における乗車人員の推移は、表 3.1.4-2 に示すとおりである。

上尾市及び伊奈町にある駅の数 は 9 駅であり、乗車人員の推移をみると全駅において、令和 2 年度から増加傾向にある。

なお、表に示した駅の位置は図 3.1.4-2 に示すとおりである。

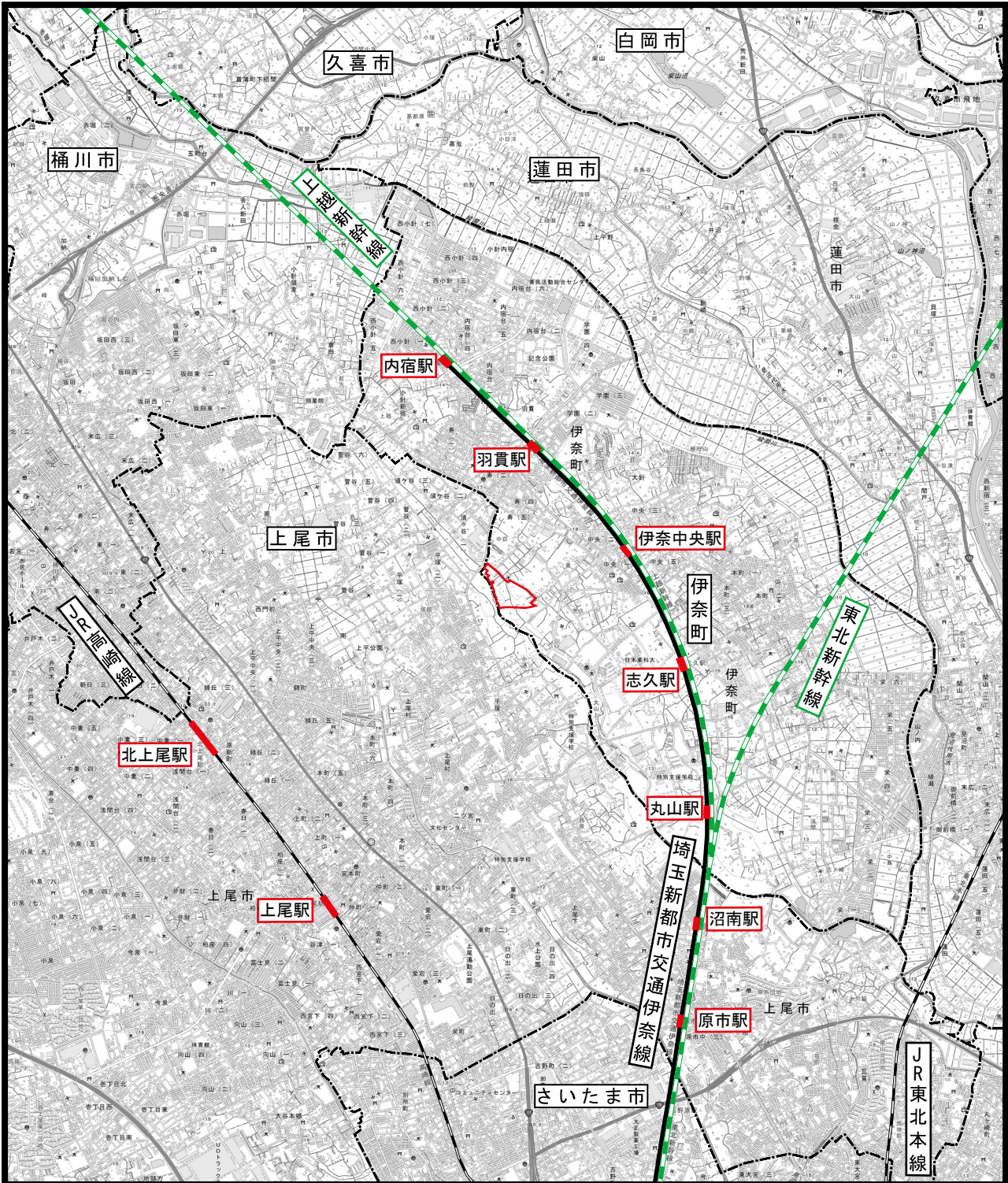
表 3.1.4-2 乗車人員の推移

単位：人/年

路線名	駅名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
東日本旅客鉄道 高崎線	上尾駅	11,689,125	12,370,945	13,262,275	13,881,680	14,118,565
	北上尾駅	4,445,335	4,688,790	5,012,910	5,185,555	5,327,905
埼玉新都市交通 伊奈線	原市駅	452,034	492,951	538,843	580,557	599,814
	沼南駅	544,892	576,074	621,948	656,164	670,312
	丸山駅	423,030	472,746	540,863	640,054	652,647
	志久駅	414,371	512,062	588,762	633,049	686,344
	伊奈中央駅	312,667	350,912	392,714	428,032	439,204
	羽貫駅	645,707	695,785	757,124	798,947	831,402
	内宿駅	710,516	781,960	876,115	939,996	965,447

注：令和 2～6 年度の上尾駅及び北上尾駅の乗車人員は、1 日平均乗車人員に年間日数を乗じて、年間乗車人員としている。

出典：「令和 2 年～令和 7 年(2025 年)埼玉県統計年鑑」(令和 8 年 3 月閲覧、埼玉県ホームページ)



凡例



: 対象事業実施区域

----- : 市町界

■ : 駅

—+— : 上越新幹線・東北新幹線

— : JR高崎線・JR東北本線

— : 埼玉新都市交通伊奈線



S = 1:50,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図3.1.4-2 対象事業実施区域周辺の駅の位置

出典：「埼玉県の駅」（令和6年1月閲覧：MapFan）

1.5 環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況

1) 環境保全上配慮が必要な施設

対象事業実施区域周辺の環境保全上配慮が必要な施設の状況は、表 3.1.5-1 及び図 3.1.5-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況として、保育所が 21 箇所、最も多く、次いで多いのは小学校の 10 箇所となっている。

対象事業実施区域に近接した施設はなく、最も近くに位置する施設は南東側に約 800m 離れて国際学院中学校高等学校がある。

表 3.1.5-1(1/2) 環境保全上配慮が必要な施設の状況

No.	区分	名称	住所
1	幼稚園	上尾幼稚園	上尾市仲町 2-1-14
2		上尾寿幼稚園	上尾市上 1521
3		上尾みどりが丘幼稚園	上尾市緑丘 4-13-13
4		妙巖寺幼稚園	上尾市原市 977-2
5		上尾寿第二幼稚園	上尾市二ツ宮 1087
6		ひかわ幼稚園	上尾市二ツ宮 864
7		伊奈はなぞの幼稚園	伊奈町大針 236-2
8	認定こども園	つつみの森認定こども園	上尾市上 22-5
9		幼稚園型認定こども園 しろがね小室幼稚園 (1・2号)	伊奈町小室 3230
10	小学校	上尾小学校	上尾市仲町 1-11-46
11		中央小学校	上尾市上町 1-15-4
12		上平小学校	上尾市南 102
13		東小学校	上尾市上尾村 1171-2
14		芝川小学校	上尾市上平中央 1-8-1
15		東町小学校	上尾市東町 3-1947
16		上平北小学校	上尾市南 287
17		小室小学校	伊奈町小室 7981
18		小針小学校	伊奈町寿 2-80-1
19	小針北小学校	伊奈町内宿台 5-214-1	
20	中学校	上平中学校	上尾市菅谷 121
21		東中学校	上尾市上尾村 479
22		東向原分校	上尾市上尾宿 2096
23		伊奈中学校	伊奈町小室 5166
24		小針中学校	伊奈町学園 2-207
25		南中学校	伊奈町小室 3001
26		伊奈学園中学校	伊奈町学園 4-1-1
27		国際学院中学校高等学校	伊奈町小室 10474
28	高等学校	上尾高等学校	上尾市浅間台 1-6-1
29		伊奈学園総合高等学校	伊奈町学園 4-1-1
30		国際学院中学校高等学校	伊奈町小室 10474
31		栄北高等学校	伊奈町小室 1123

出典：「市内の幼稚園」（令和 7 年 11 月閲覧、上尾市 HP）

「幼稚園一覧」（令和 7 年 11 月閲覧、伊奈町 HP）

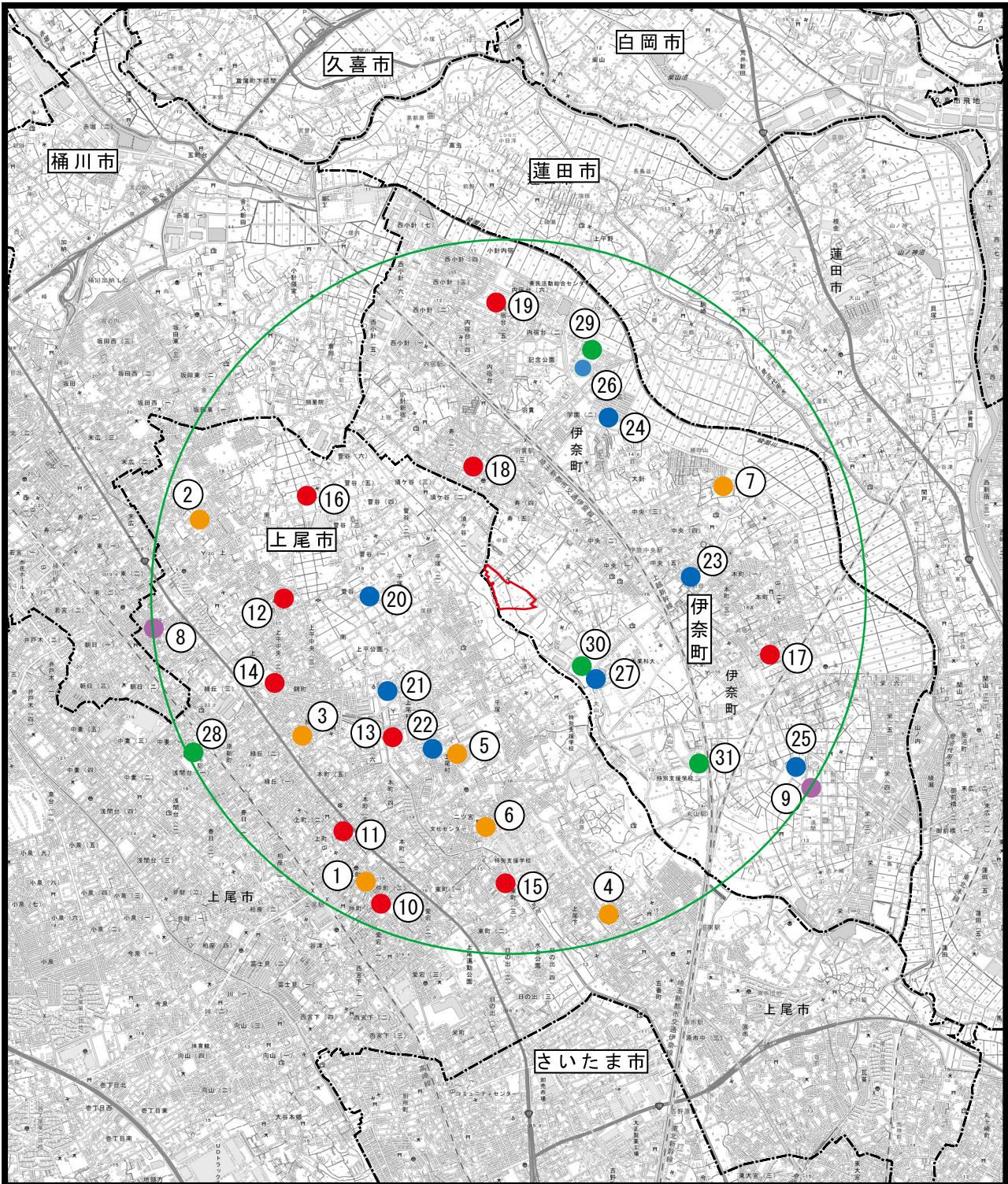
「設定こども園」（令和 7 年 11 月閲覧、伊奈町 HP）

「埼玉県学校便覧」（令和 7 年 11 月閲覧、埼玉県 HP）

表 3.1.5-1(2/2) 環境保全上配慮が必要な施設の状況

NO.	区分	名称	住所
32	保育所・ 保育園	上尾保育所	上尾市本町 4-13-1
33		あたご保育所	上尾市愛宕 2-23-22
34		緑丘保育所	上尾市緑丘 2-3-19
35		上平保育所	上尾市西門前 498-1
36		さつき保育園	上尾市菅谷 43-1
37		まなびの森 保育園ヴィラ・アミクレイシュ	上尾市平塚 789-1
38		Gakken ほいくえん北上尾	上尾市原新町 4-2
39		プリスクレール ディゾ アンジェ	上尾市緑丘 3-3-11-2 PAPA ショッピング アベニュープリンセス棟 2 階
40		北上尾たいよう保育園	上尾市上平中央 2-18-8
41		うぐす保育園上尾春日	上尾市春日 1-21-7
42		保育園ナチュラル 上尾本町園	上尾市本町 6-12-21
43		みんないっしょのいっぼ保育園	上尾市上尾下 859-1
44		みずほ保育園北上尾	上尾市上尾市大字久保 331 番地 1
45		上尾クマさん保育所	上尾市上町 1-3-16
46		北保育所	伊奈町内宿台 5-214-3
47		カオルキッズランド伊奈園	伊奈町小針新宿 523-1
48		みちのこ保育園	伊奈町小室 9544-1
49		ピノ保育園伊奈	伊奈町小室 1027-2
50		伊奈ゆたか保育園	伊奈町内宿台 4-22-2
51		きむら伊奈保育園	伊奈町小室 6965 - 1
52		つくしんぼ保育園	伊奈町大針 619-4
53		病院・診療 所	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院
54	医療法人藤仁会藤村病院		上尾市仲町 1-8-33
55	ナラヤマレディースクリニック		上尾市本町 1-1-7
56	ひらしま産婦人科・皮膚科		上尾市原市 1464
57	埼玉県立がんセンター		伊奈町小室 780
58	医療法人社団愛友会伊奈病院		伊奈町小室 9419
59	のぞみりハビリテーション病院		伊奈町小室 3170
60	医療法人社団顕心会 伊奈中央病院	伊奈町寿 4-43	
61	埼玉県立精神医療センター	伊奈町小室 818-2	
62	図書館	上尾市図書館	上尾市上町 1-7-1
63		上尾市図書館 上尾駅前分館	上尾市柏座 1-1-15 プラザ館 1・ 2F
64		上平公民館	上尾市上平中央 3-31-5
65	伊奈町立図書館	伊奈町本町 2-186-1	
66	特別養護 老人ホーム	しののめ	上尾市平塚 2141
67		伊奈の里	伊奈町中央 1 丁目 93
68		みちみち伊奈中央	伊奈町小室 9544-1
69		みちみち伊奈北	伊奈町小針新宿 368-1
70		こころの杜	伊奈町小室 5047-5

出典:「埼玉県内の認可保育所(令和7年4月時点)」(令和7年11月閲覧、埼玉県 HP)
「病院・救急診療所名簿」(令和7年11月閲覧、埼玉県 HP)
「埼玉県内公共図書館等一覧」(令和7年11月閲覧、埼玉県立図書館 HP)
「社会福祉施設等一覧」(令和7年11月閲覧、埼玉県 HP)

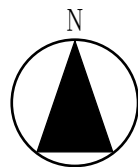


凡例

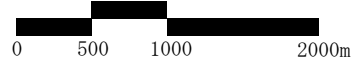
- : 対象事業実施区域
- : 市町界
- : 環境に影響を及ぼす地域 (中心から半径3km)
- : 幼稚園
- : 認定こども園
- : 小学校
- : 中学校
- : 高等学校

出典: 「市内の幼稚園」(令和6年1月閲覧:上尾市HP)
「私立幼稚園一覧」(令和6年1月閲覧:伊奈町HP)
「認定こども園」(令和6年1月閲覧:伊奈町HP)
「埼玉県学校便覧」(令和6年1月閲覧:埼玉県HP)

注) 「環境に影響を及ぼす地域」とは、埼玉県環境影響評価条例施行規則で目安としている範囲を示す。

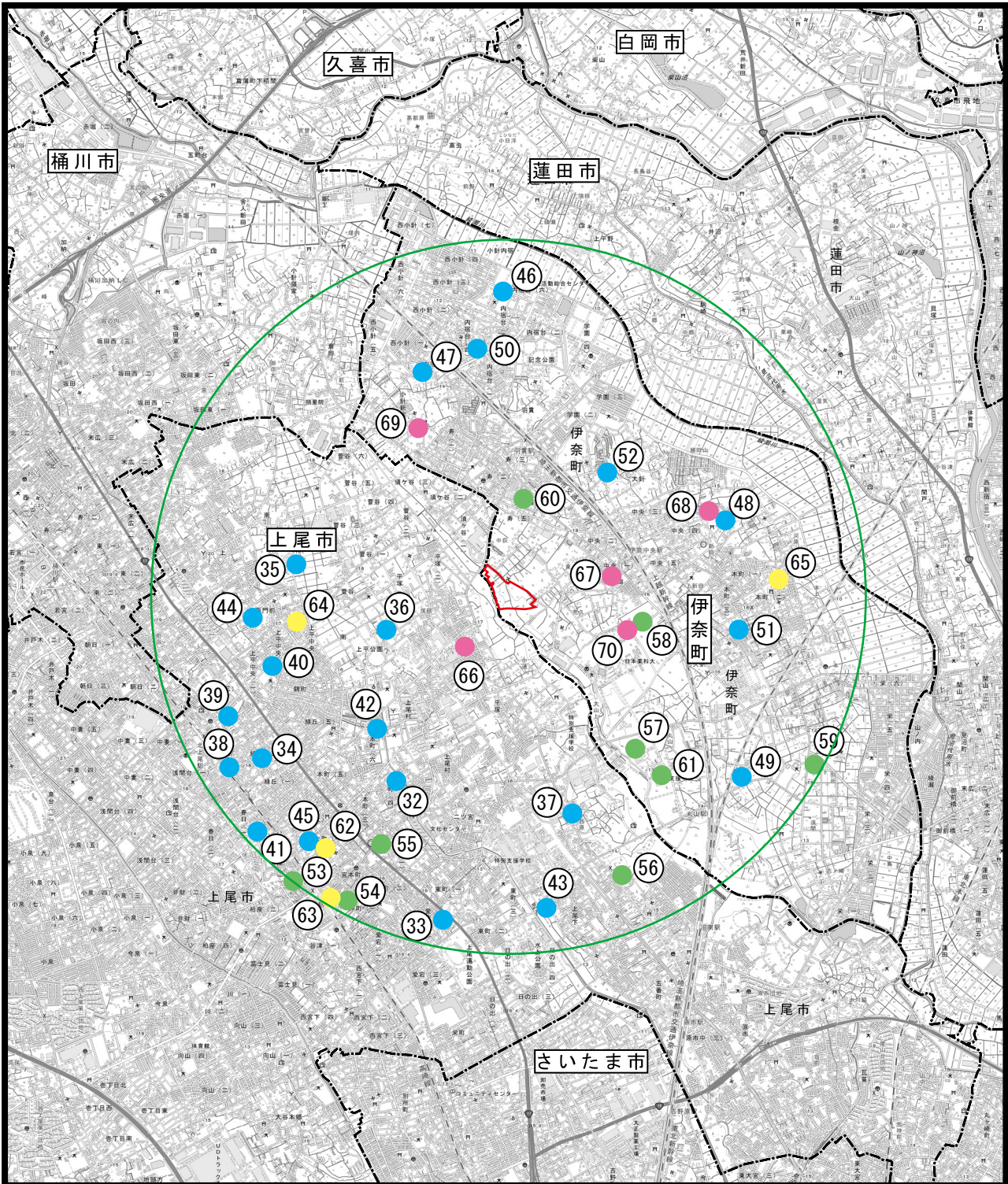


S = 1:50,000


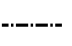







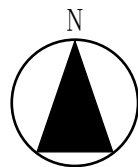
この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図3.1.5-1 (1/2) 環境保全上配慮が必要な施設の状況

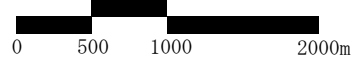


凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市町界
-  : 環境に影響を及ぼす地域 (中心から半径3km)
-  : 保育所・保育園
-  : 病院
-  : 図書館
-  : 特別養護老人ホーム



S = 1:50,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

出典: 「埼玉県内の認可保育所(令和5年5月時点)」(令和6年1月閲覧:埼玉県HP)
「病院・救急診療所名簿」(令和6年1月閲覧:埼玉県HP)
「埼玉県内公共図書館等一覧」(令和6年1月閲覧:埼玉県立図書館HP)
「老人福祉施設等一覧」(令和6年1月閲覧:埼玉県HP)

図3.1.5-1 (2/2) 環境保全上配慮が必要な施設の状況

1.6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

1) 下水道

対象事業実施区域周辺における令和6年度末の公共下水道整備状況は、表 3.1.6-1 に示すとおりである。

上尾市における公共下水道普及率は 86.4% である。また、対象事業実施区域の位置する伊奈町における公共下水道普及率は 77.9% である。

なお、対象事業実施区域は下水道の整備はされていない地域に位置している。

表 3.1.6-1 公共下水道整備状況（令和6年度末）

市町名	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)
上尾市	230,211	198,923	86.4
伊奈町	44,979	35,046	77.9

注：行政人口は、令和7年3月末日現在の住民基本台帳人口である。

出典：「公共下水道整備状況一覧表」（令和7年11月閲覧、埼玉県HP）

2) し尿処理

(1) 水洗化状況

対象事業実施区域周辺における令和6年度末の水洗化状況は、表 3.1.6-2 に示すとおりである。

上尾市の水洗化率は 99.8% である。また、対象事業実施区域の位置する伊奈町の水洗化率は 99.2% である。

表 3.1.6-2 水洗化状況（令和6年度末）

市町名	総人口(人)	水洗化人口(人)			水洗化率(%)	非水洗化人口(人)			非洗浄化率(%)
		公共下水道	浄化槽	計		計画収集人口(人)	自家処理人口(人)	計	
上尾市	230,164	195,812	33,805	229,617	99.8	547	0	547	0.2
伊奈町	45,103	32,424	12,307	44,731	99.2	372	0	372	0.8

注：令和6年3月31日現在

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～令和5年度実績～」(令和7年8月、埼玉県環境部資源循環推進課)

(2) し尿・浄化槽汚泥処理量

対象事業実施区域周辺における令和6年度のし尿・浄化槽汚泥処理量は、表 3.1.6-3 に示すとおりである。

上尾市における総処理量は 14,195kL である。また、対象事業実施区域の位置する伊奈町における総処理量は 4,495kL である。

表 3.1.6-3 し尿・浄化槽汚泥処理量(令和6年度)

単位：kL

市町名	総処理量									
		汲み取りし尿					浄化槽汚泥			自家処理量
		し尿処理施設	下水道投入	その他	し尿処理施設		下水道投入	その他		
上尾市	14,195	735	735	0	0	13,460	13,460	0	0	0
伊奈町	4,495	616	616	0	0	3,879	3,879	0	0	0

注：令和6年3月31日現在

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～令和5年度実績～」(令和7年8月、埼玉県環境部資源循環推進課)

3) ごみ処理

(1) ごみ排出量

上尾市、伊奈町における令和3年度のごみ排出量は表 3.1.6-4 に、過去5年間のごみ排出量の推移は、図 3.1.6-1 に示すとおりである。

上尾市の総排出量は57,194tであり、内訳は家庭系ごみが50,104t(87.6%)、事業系ごみが7,090t(12.4%)である。また、伊奈町の総排出量は13,479tであり、内訳は家庭系ごみが10,720t(79.5%)、事業系ごみが2,758(20.5%)である。

表 3.1.6-4 ごみ排出量(令和3年度)

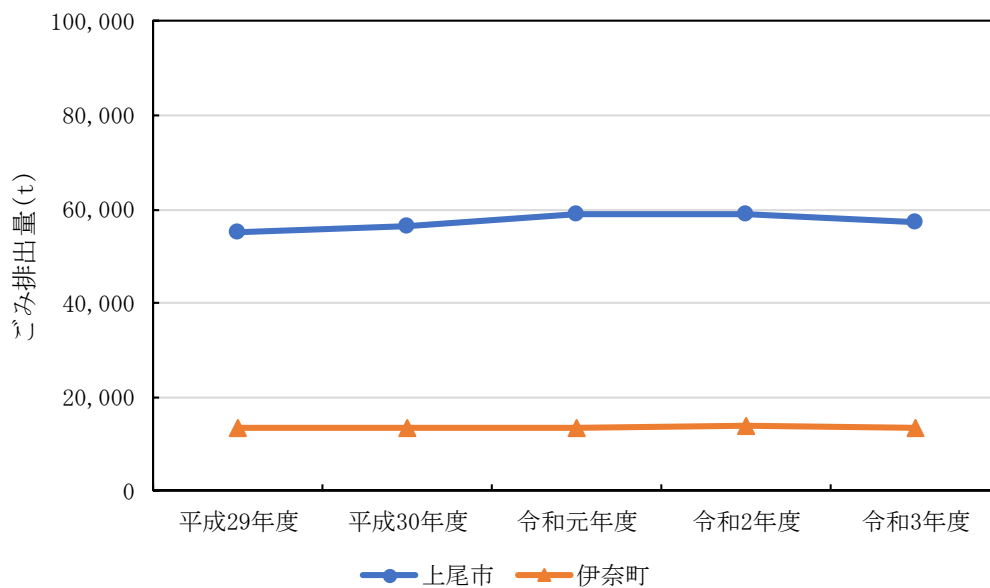
単位：t

市町名	総排出量	家庭系ごみ	事業系ごみ
上尾市	57,194	50,104	7,090
伊奈町	13,479	10,720	2,758

注：数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

出典：「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想」

(令和6年3月、上尾伊奈資源循環組合)



出典：「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想」

(令和6年3月、上尾伊奈資源循環組合)

図 3.1.6-1 ごみ排出量の推移

(2) 1日当たりのごみ排出量

上尾市、伊奈町における令和3年度の1日当たりのごみ排出量は、表3.1.6-5に示すとおりである。

上尾市における1人1日当たりの排出量は681gであり、伊奈町における1人1日当たりの排出量は821gである。

表 3.1.6-5 日当たりのごみ排出量(令和3年度)

市町名	人口 (人)	ごみ総排出量 (t/年)	1日1人当たりのごみ総排出量 (g/人・日)
上尾市	230,245	57,194	681
伊奈町	44,959	13,479	821

出典：「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想」（令和6年3月、上尾伊奈資源循環組合）

(3) ごみ処理量

上尾市、伊奈町における令和3年度のごみ処理量は、表3.1.6-6に示すとおりである。

上尾市における処理量は焼却量が52,178t、資源化量が11,294t、最終処分量が5,574tであり、伊奈町における処理量は焼却量が10,264t、資源化量が3,160t、最終処分量が1,023tである。

また、上尾市における再生利用率は19.7%、伊奈町における再生利用率は23.4%である。

表 3.1.6-6 ごみ処理量(令和3年度)

市町名	総排出量 (t/年)	処理区分			リサイクル率 (再生利用率) (%)
		焼却量 (t/年)	資源化量 (t/年)	最終処分量 (t/年)	
上尾市	57,194	52,178	11,294	5,574	19.7
伊奈町	13,479	10,264	3,160	1,023	23.4

出典：「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想」（令和6年3月、上尾伊奈資源循環組合）

なお、上尾市、伊奈町ともに独自の最終処分場を有しておらず、表3.1.6-7に示す処分場で埋立処分を行っている。

表 3.1.6-7 最終処分先一覧

施設名	所在地	処分先	
		上尾市	伊奈町
埼玉県環境整備センター	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 368 番地	○	○
株式会社ウィズウェイストジャパン	福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久 169 番地 2	○	○
ジークライト株式会社	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢 773 番地 1~2	○	○
グリーンフィル小坂株式会社	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字杉沢 96 番地 29	—	○
オリックス資源循環株式会社	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313 番地	—	○
ツネイシカムテックス株式会社	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 250 番地 1	—	○
株式会社ウィズウェイストジャパン	青森県三戸町大字斗内字立花 49 番 1 外	—	○

出典：令和7年度 上尾市一般廃棄物処理実施計画
令和7年度 伊奈町一般廃棄物処理実施計画

1.7 環境の保全を目的とする法律、条例等による指定の状況

1) 大気汚染

(1) 環境基準

「環境基本法」（平成5年 法律第91号）に基づく大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について定められている。

大気汚染に係る環境基準は表3.1.7-1に示すとおりである。

表3.1.7-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	出典
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	大気汚染に係る環境基準について (昭和48年環境庁告示第25号)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント (Ox)	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について (昭和53年環境庁告示第38号)
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準(平成9年環境庁告示第4号)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。	有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準(平成13年環境省告示第30号)
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質に係る環境基準(平成21年環境省告示第33号)

注：1)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2)浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 μm以下のものをいう。

3)二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

4)光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

5)ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

6)基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

7)微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年 法律第105号）では、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めることとされている。ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準を表3.1.7-2に示す。

表3.1.7-2 大気汚染に係る環境基準（ダイオキシン類に係る環境基準）

媒体	環境基準
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注：1) 値は2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2) 基準値は年間平均値とする。

(2) 排出基準

計画施設である可燃ごみ処理施設は、「大気汚染防止法」（昭和46年 法律第97号）に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及び水銀の排出基準が適用される。さらに、計画施設は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

また、埼玉県では、廃棄物焼却炉から排出される排ガスについて、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」（昭和54年3月 埼玉県）に基づく指導基準や埼玉県生活環境保全条例による排出基準及び「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」（昭和46年10月15日 条例第60号）に基づく塩化水素に係る上乘せ基準が定められている。

なお、埼玉県生活環境保全条例において規制される廃棄物焼却炉は、「焼却能力200kg/時未満かつ火格子面積2㎡未満」であることから、計画施設は規制対象とはならない。

① 硫黄酸化物に係る規制基準

硫黄酸化物に係る排出基準は、地域の汚染の実情に応じて地域ごとに定められた定数Kを用いて、排出される硫黄酸化物の許容限度量(q)を算出して規制している。

許容限度量(q)は以下に示す算定式で算出する。

対象事業実施区域は大気汚染防止法に基づく26号地域に該当し、当該地域(26号地域)のK値は9.0とされている。

また、大気汚染防止法では、K値規制のみでは環境基準の確保が困難であると認められる地域について、総量規制と燃料使用規制が定められているが、対象事業実施区域は適用されない地域となっている。

$$q = K \times 10^{-3} \text{He}^2$$

q：硫黄酸化物の量 (m³N/時)

K：地域ごとに定められた値 (9.0)

He：補正された排出口の高さ (m)

② ばいじん

大気汚染防止法では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は表3.1.7-3に示すとおりである。

表3.1.7-3 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	規模 (1時間当たりの処理能力) (t/時)	排出基準 (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉	4以上	0.04
	2以上4未満	0.08
	2未満	0.15

備考：1. 太枠は適用される基準を示す。
2. 補正されたばいじんの量は、次式により換算するものとする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$$

C：補正されたばいじんの量 (g/m³N)
 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12）
 0s：測定時の排出ガス中の酸素濃度（%）
 （当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）
 Cs：測定時のばいじん量 (g/m³N)

③ 窒素酸化物

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉について、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められている。また、埼玉県の「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」（昭和59年3月24日決裁）において、指導基準が定められており、窒素酸化物の排出ガスに係る基準は表3.1.7-4に示すとおりである。

表3.1.7-4 窒素酸化物の排出ガスに係る基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	規模 (排出ガス量) (万m ³ N/時)	排出ガスに係る基準 (ppm)	
		排出基準	指導基準
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	250	180
	4未満	250	180

備考：1. 太枠は適用される基準を示す。
2. 補正された窒素酸化物濃度は、次式により換算するものとする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$$

C：窒素酸化物濃度 (ppm)
 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12）
 0s：測定時の排出ガス中の酸素濃度（%）
 （当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）
 Cs：測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

④ 水銀

「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について」（平成28年9月 環水大大発第 1609264号）では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る水銀の排出基準は表3.1.7-6に示すとおりである。

表3.1.7-6 水銀の排出基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	排出基準 (μg/m ³ N)
廃棄物焼却炉	30
備考：1. 太枠は適用される基準を示す。 2. 補正された水銀濃度は、次式により換算するものとする。 $C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot C_s$ C：補正された水銀濃度 (ppm) 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12） 0s：測定時の排出ガス中の酸素濃度（%） （当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする） Cs：測定時の水銀濃度 (ppm)	

⑤ 塩化水素

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉について、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められている。また、「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」では、上乘せ基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る塩化水素の排出ガスに係る基準は表3.1.7-5に示すとおりである。

表3.1.7-5 塩化水素の排出基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	排出ガスに係る基準 (mg/m ³ N)	
	排出基準	上乘せ基準
施設の規模（焼却能力）	—	200kg/時 以上 500kg/時 未満
廃棄物焼却炉	700	500
		500kg/時 以上
		200
備考：1. 太枠は適用される基準を示す。 2. 補正された塩化水素濃度は、次式により換算するものとする。 $C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot C_s$ C：補正された塩化水素濃度 (ppm) 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12） 0s：測定時の排出ガス中の酸素濃度（%） （当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする） Cs：測定時の塩化水素濃度 (ppm)		

⑥ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年 総理府令第67号）では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準は表3.1.7-7に示すとおりである。

表3.1.7-7 ダイオキシン類の排出基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	規模 (1時間当たりの処理能力) (t/時)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉	4以上	0.1
	2以上4未満	1.0
	2未満	5.0

備考：1. 太枠は適用される基準を示す。
 2. 補正されたダイオキシン類濃度は、次式により換算するものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C：補正されたダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m³N)
 O_n：施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉：12)
 O_s：測定時の排出ガス中の酸素濃度 (%)
 (当該濃度が20%を超える場合にあつては20%とする)
 C_s：測定時のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m³N)

⑦ 自動車

上尾市、伊奈町は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年 法律第70号）に基づく対策地域に定められている。対策地域では、排出基準に適合しない普通トラック、小型トラック、大型バス、マイクロバス、特種自動車及びディーゼル乗用車は登録ができない。

また、「埼玉県生活環境保全条例」では県内全域を対象として県の粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車（乗用車を除く貨物、バス、特種自動車等）の運行を禁止している。この規制は周辺の9都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で条例により定められている。

2) 騒音

(1) 環境基準

「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年 環境庁告示第64号）は、表3.1.7-8に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は用途地域の定めのない地域であることからB類型に該当する。

表3.1.7-8 (1/3) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

地域の 類型	該当地域	基準値 (L _{aeq})	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
	B		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB 以下	50dB 以下

注：工業専用地域には適用されない。

出典：「令和7年版 埼玉県環境白書」（埼玉県 令和7年12月）

「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月 上尾市告示第167号）

表3.1.7-8 (2/3) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値 (L _{aeq})	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

表3.1.7-8 (3/3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する地域）

基準値 (L _{aeq})	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	
注：1) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び4車線以上の市町村道等をいう。 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から15mまで 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から20mまで	

(2) 規制基準等

① 特定工場等に係る規制基準

「騒音規制法」（昭和43年6月法律第98号）に定める「特定工場等」の騒音について規制基準が定められている。また、「埼玉県生活環境保全条例」では騒音規制法に定める特定工場等の他に「指定騒音施設」及び「規制対象作業場等」を規制対象に指定し、表3.1.7-9に示すとおり規制基準を定めている。

上尾市及び伊奈町は工業専用地域の一部を除いた全域を規制地域に指定しており、対象事業実施区域及びその周囲は用途地域の定めのない地域であることから第2種区域に該当する。

表3.1.7-9 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の 区分	該当地域	昼間	朝	夕	夜間
		午前8時～ 午後7時	午前6時～ 午前8時	午後7時～ 午後10時	午後10時～ 翌日の午前6時
第1種 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50dB 以下	45dB 以下		45dB 以下
第2種 区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	55dB 以下	50dB 以下		45dB 以下
第3種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65dB 以下	60dB 以下		50dB 以下
第4種 区域	工業地域 工業専用地域（一部地域）	70dB 以下	65dB 以下		60dB 以下

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする（第1種区域は除く）。

出典：「工場・事業場等の騒音・振動規制」（平成30年10月 埼玉県）

「上尾市騒音、振動等の規制基準等に関する規則」（平成25年4月 上尾市規則第26号）

② 特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業に係る騒音は、「騒音規制法」等で規制されており、規制基準は表3.1.7-10に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は用途地域の定めのない地域であることから第1号区域に該当する。

表3.1.7-10 特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域の区分	該当地域	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域） 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	85dB	午後7時 ～ 午前7時	10時間/日	連続6日間	日曜・休日
	第2号区域		工業地域 工業専用地域	午後10時 ～ 午前6時		

注：1) 第1号区域以外の地域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内は、第1号区域に該当する。

2) 上尾市では、2号区域の地域は指定されていない。

出典：「建設作業の騒音・振動規制」（平成30年10月 埼玉県）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく別表第1号イからニまでに掲げる区域の指定」（平成27年4月 上尾市告示第143号）

③ 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は、表3.1.7-11に示すとおりである。

表3.1.7-11 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

注：幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

区域の区分

a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「令和7年版 埼玉県環境白書」（埼玉県 令和7年12月）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の指定」（平成24年4月 上尾市告示第168号）

3) 振動

(1) 規制基準等

① 特定工場等に係る規制基準

「振動規制法」（昭和51年 法律第64号）に定める「特定工場等」の振動について規制基準が定められている。また、「埼玉県生活環境保全条例」では振動規制法に定める特定工場等の他に指定振動施設を規制対象に指定し、表3. 1. 7-12に示すとおり規制基準を定めている。

上尾市及び伊奈町ともに工業専用地域を除いた全域を規制地域に指定しており、対象事業実施区域及びその周囲は用途地域の定めのない地域であることから第1種区域に該当する。

表3. 1. 7-12 特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分	該当地域	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～翌8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	60 dB	55 dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 dB	60 dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする。

出典：「工場・事業場等の騒音・振動規制」（平成30年10月 埼玉県）

「上尾市騒音、振動等の規制基準等に関する規則」（平成25年4月 上尾市規則第26号）

「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域の指定」（平成27年4月 上尾市告示第144号）

「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準」（平成27年4月 上尾市告示第145号）

② 特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業に係る振動は、「振動規制法」等で規制されており、規制基準は表3.1.7-13に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は用途地域の定めのない地域であることから第1号区域に該当する。

表3.1.7-13 特定建設作業に係る振動の規制基準

区域の区分	該当地域	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	75dB	午後7時 ～ 午前7時	10時間/日	連続6日間	日曜・休日
	第2号区域		工業地域	午後10時 ～ 午前6時		

注：1. 第1号区域以外の地域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内は、第1号区域に該当する。

2. 上尾市では、2号区域の地域は指定されていない。

出典：「建設作業の騒音・振動規制」（平成30年10月 埼玉県）

「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域の指定」（平成27年4月 上尾市告示第144号）

「振動規制法施行規則に基づく別表第1付表第1号イからニまでに掲げる区域の指定」（平成27年4月 上尾市告示第146号）

③ 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表3.1.7-14に示すとおりである。

表3.1.7-14 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	該当地域	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～翌8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65 dB	60 dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 dB	65dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする。

出典：「建設作業の騒音・振動規制」（平成30年10月、埼玉県）

「振動規制法施行規則別表第2備考1各号に掲げる区域並びに同表備考2各号に掲げる時間の指定」（平成24年4月 上尾市告示第169号）

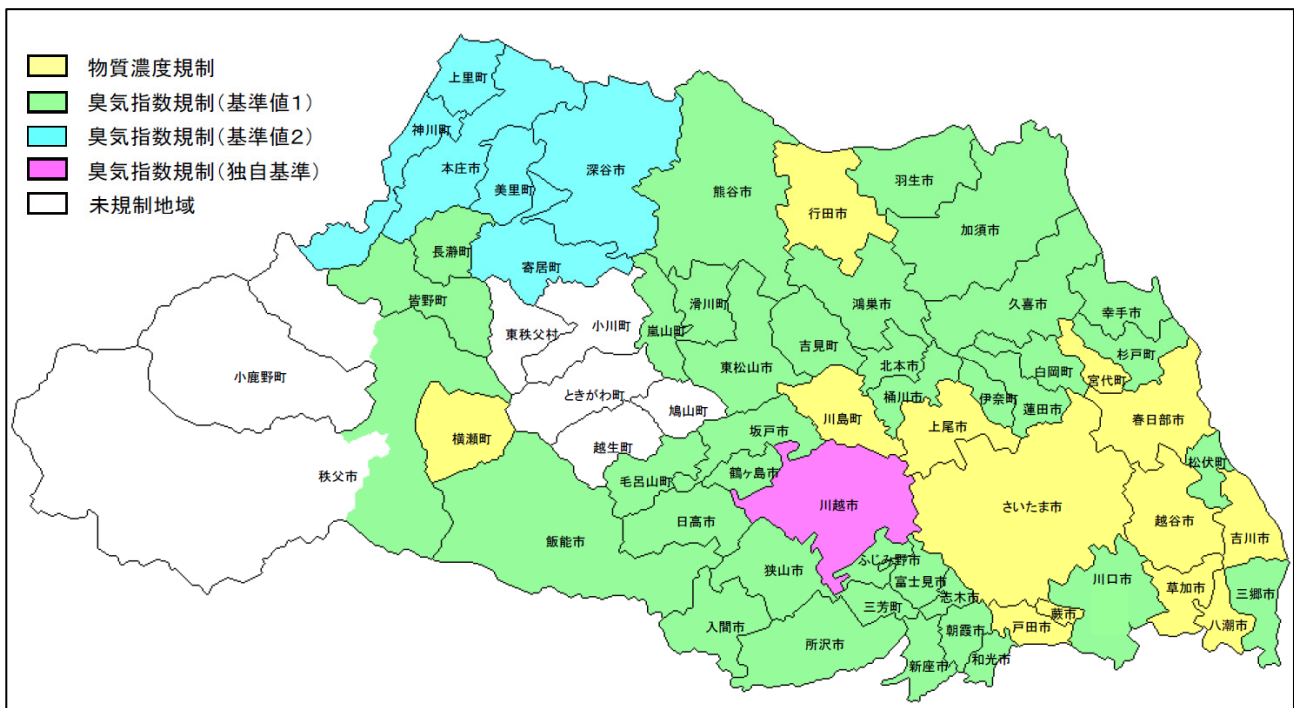
4) 悪臭

(1) 規制基準等

「悪臭防止法」(昭和46年 法律第91号)では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物による悪臭についての規制として、アンモニア、メチルメルカプタン等の特定悪臭物質の種類ごとに濃度による許容限度として定める規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な人の嗅覚を用いた臭気指数による許容限度として定める規制を行うこととされており、上尾市には特定悪臭物質濃度による規制基準、対象事業実施区域が位置する伊奈町には臭気指数による規制基準がそれぞれ適用されている(図3.1.7-1参照)。

また、それぞれの規制基準には、敷地境界における規制(1号規制)、気体排出口における規制(2号規制)さらに排出水中における規制(3号規制)がある。

敷地境界線における規制基準は表3.1.7-15に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲は農業振興地域であることから、臭気指数規制、特定悪臭物質濃度規制ともにB区域に該当する。なお、対象事業実施区域が位置する伊奈町は基準値1が適用される地域となっている。



出典：「悪臭の規制について」(令和7年6月 埼玉県)

図 3.1.7-1 悪臭防止法規制地域

表3.1.7-15 (1/2) 敷地境界線の地表における特定悪臭物質濃度の規制基準 (1号規制) (上尾市)

特定悪臭物質	区域の区分		
	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

備考 区域の区分は、次のとおりとする。

1. A区域 B区域及びC区域を除いた市内全域
2. B区域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域
3. C区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域

出典：「悪臭防止法第3条の規定による地域の指定及び同法第4条の規定による規制基準の設定」（平成14年4月 上尾市告示第79号）

表3.1.7-15 (2/2) 敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準 (1号規制) (伊奈町)

区域区分	基準値 (臭気指数)	
	基準値1	基準値2
A区域 (B、C区域を除く区域)	15	15
B区域 (農業振興地域)	18	21
C区域 (工業地域、工業専用地域)	18	18

出典：「悪臭防止法 (臭気指数規制) について」 (埼玉県)

また、排出口における規制基準として、敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年 総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数が定められている（表3.1.7-16参照）。

さらに、排水における臭気指数に係る規制基準として、敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準を基礎として、表3.1.7-17に示す方法により算出した排水の規制基準が定められている。

なお、埼玉県生活環境保全条例では、悪臭に係る規制地域を指定して指定悪臭工場等を対象とした規制基準を設定しており、上尾市は悪臭に係る規制地域に指定されているが、計画施設は指定悪臭工場等には該当しない。

表3.1.7-16 (1/2) 排出口における臭気排出強度又は臭気指数の規制基準 (2号規制) (上尾市)

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。 $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ ここで、 q : 流量 (m ³ N/時) He : 補正された排出口の高さ (m) Cm : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)	
規制対象となる 特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

出典：「悪臭防止法第3条の規定による地域の指定及び同法第4条の規定による規制基準の設定」
 (平成14年4月 上尾市告示第79号)

表3.1.7-16 (2/2) 排出口における臭気排出強度又は臭気指数の規制基準 (2号規制) (伊奈町)

<p>排出口の実高さが 15m以上</p>	<p> $qt = (60 \times 10^3) / F_{max}$ $A = (L/10) - 0.2255$ これらの式において、qt、Fmax及びLは、それぞれ以下のとおり qt：排出ガスの臭気排出強度 (m³N/min) Fmax：別表第3に定める式により算出されるF(x) (1 m³N/secに対する排出口からの風下距離 x (m) における地上での臭気濃度) の最大値 (m³N/sec)。ただし、F(x) の最大値として算出される値が1を排出ガスの流量 (m³N/sec) で除した値を超えるときは、1を排出ガスの流量で除した値とする。 L 1号規制における規制基準として定められた値 (18) <別表第3> $F(x) = (1 / (3.14 \times \sigma_y \times \sigma_z)) \times \exp((-He(x))^2 / (2 \times (\sigma_z)^2))$ これらの式において、x、σ_y、σ_z、及びHe(x)は、それぞれ以下のとおり x：排出口からの風下距離 (m) σ_y：環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅 (m) σ_z：環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅 (m) He(x)：次式により算出される排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ (m)。ただし、次式におけるHiと△Hdの和が周辺最大建物の高さの0.5倍未満となる場合、0m。 $He(x) = Hi + \Delta H + \Delta Hd$ この式において、Hi、△H及び△Hdは、それぞれ以下のとおり Hi：第二項に掲げる方法により算出される初期排出高さ (m)。 △H：環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ (m) △Hd：次表の上欄に掲げる初期排出高さの区分ごとに同表の下欄に掲げる式により算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ (m) </p> <table border="1" data-bbox="478 1209 1236 1321"> <tr> <td>HiがHb未満の場合</td> <td>-1.5Hb</td> </tr> <tr> <td>HiがHb以上Hbの2.5倍未満の場合</td> <td>Hi - 2.5Hb</td> </tr> <tr> <td>HiがHbの2.5倍以上の場合</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>この表において、Hiは第二項に掲げる方法により算出される初期排出高さ (m) を、Hbは周辺最大建物の高さ (m) を示す。</p>	HiがHb未満の場合	-1.5Hb	HiがHb以上Hbの2.5倍未満の場合	Hi - 2.5Hb	HiがHbの2.5倍以上の場合	0		
HiがHb未満の場合	-1.5Hb								
HiがHb以上Hbの2.5倍未満の場合	Hi - 2.5Hb								
HiがHbの2.5倍以上の場合	0								
<p>排出口の実高さが 15m未満</p>	<p> $I = 10 \times \log C$ $C = K \times H_b^2 \times 10^B$ $B = L/10$ これらの式においてI、K、H_b及びLは、それぞれ以下のとおり I：排出ガスの臭気指数 K：次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。 排出口の口径が0.6m未満の場合は0.69 排出口の口径が0.6m以上0.9m未満の場合は0.20 排出口の口径が0.9m以上の場合は0.10 H_b：周辺最大建物の高さ (m)。ただし、算出される値が10未満である場合又は10以上であって排出口の実高さ (m) の値の1.5倍以上である場合には、下表に示すとおり、第1欄に掲げる算出される値の大きさ及び第2欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第3欄に掲げる式により算出される高さ (m) とする。 </p> <table border="1" data-bbox="454 1892 1396 2049"> <tr> <td rowspan="2">10未満</td> <td>6.7m以上</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>6.7m未満</td> <td>排出口の実高さの1.5倍</td> </tr> <tr> <td>10以上であって排出口の実高さ (m) の値の1.5倍以上</td> <td></td> <td>排出口の実高さの1.5倍</td> </tr> </table> <p>L：1号規制における規制基準として定められた値 (18)</p>	10未満	6.7m以上	10m	6.7m未満	排出口の実高さの1.5倍	10以上であって排出口の実高さ (m) の値の1.5倍以上		排出口の実高さの1.5倍
10未満	6.7m以上		10m						
	6.7m未満	排出口の実高さの1.5倍							
10以上であって排出口の実高さ (m) の値の1.5倍以上		排出口の実高さの1.5倍							

表3.1.7-17 (1/2) 排出水中における規制基準 (3号規制) (特定悪臭物質) (上尾市)

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排出水中の濃度を許容限度とする。

$$CL_m = k \times C_m$$

ここで、 CL_m : 排出水中の濃度 (mg/L)

k : 係数で、下の表を参照 (mg/L)

C_m : 悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値 (ppm)

規制対象となる 特定悪臭物質	事業場から敷地外に 排出される排出水の量	排水中の濃度 (mg/L) (CL_m)			kの値
		A区域	B区域	C区域	
メチルメルカプタン	0.001 m^3 /秒以下の場合	0.03	0.03	0.06	16
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	0.007	0.007	0.01	3.4
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.002	0.002	0.003	0.71
硫化水素	0.001 m^3 /秒以下の場合	0.1	0.1	0.3	5.6
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	0.02	0.02	0.07	1.2
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.005	0.005	0.02	0.26
硫化メチル	0.001 m^3 /秒以下の場合	0.3	0.3	2	32
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	0.07	0.07	0.3	6.9
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.01	0.01	0.07	1.4
二硫化メチル	0.001 m^3 /秒以下の場合	0.6	0.6	2	63
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	0.1	0.1	0.4	14
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.03	0.03	0.09	2.9

注：メチルメルカプタンについては、算出して得た濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合は、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

出典：「悪臭防止法第3条の規定による地域の指定及び同法第4条の規定による規制基準の設定」
(平成14年4月 上尾市告示第79号)

表3.1.7-17 (2/2) 排出水中における規制基準 (3号規制) (臭気指数) (伊奈町)

$$I_w = L + 16$$

この式において、 I_w 及び L は、それぞれ以下のとおり

I_w : 排出水の臭気指数

L : 1号規制における規制基準として定められた値 (18)

5) 水質汚濁

(1) 環境基準

「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示第59号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年 法律第105号）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境庁告示第68号）における水質汚濁に係る環境基準は、表3.1.7-18に示すとおりである。

対象事業実施区域に隣接して流れる原市沼川には類型の指定はないが、原市沼川が下流で合流する綾瀬川は一般項目C類型、水生生物保全項目B類型に指定されている。

また、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年 環境庁告示第10号）は 表3.1.7-19に示すとおりである。

表 3.1.7-18 (1/4) 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサソ	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102-2（以下、「規格」という。） 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

表 3.1.7-18 (2/4) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。

2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。

4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3) 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4) 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.1.7-18 (3/4) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）（河川）

類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホ ン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温減を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

表 3.1.7-18 (4/4) 水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準（ダイオキシン類に係る環境基準）

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

- 注：1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2) 水質（水底の底質を除く。）に係る環境基準は公共用水域及び地下水について適用する。
 3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は公共用水域の水底の底質について適用する。
 4) 水質（水底の底質を除く。）の基準値は年間平均値とする。

表 3. 1. 7-19 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン ^{注)}	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下、「規格」という。）K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8より測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

注：別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

(2) 排水基準

「水質汚濁防止法」（昭和45年12月、法律第138号）では、人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質や生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質を含んだ汚水や廃液を排出、かつ、「水質汚濁法施行令」（昭和46年 政令第188号）で定めた施設（以下、「特定施設」という。）を設置して、公共用水域に排水を排出する工場又は事業場（以下、「特定事業場」という。）を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。

排水基準は、国で定める一律基準（表3. 1. 7-20参照）と水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、一律基準に代えて適用する上乗せ排水基準及び地方公共団体の条例で水質汚濁防止法の規制対象物質となっていない物質について規制する横出し基準がある。

一律基準は、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）により定められ、原則として有害物質は全ての特定事業場に、その他の排水の汚染状態については1日当たりの平均的な排水量が50m³以上の特定事業場に適用される。

なお、埼玉県では、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」（昭和46年10月15日 埼玉県条例第61号）により、1日当たりの平均的な排水の量が10m³以上及び10m³未満の施設に、それぞれ上乗せ基準が定められている（表3. 1. 7-21参照）。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年、法律第105号）では、一定規模以上の廃棄物焼却炉のうち、特定施設から排出される汚水または廃液について、表3.1.7-22に示すとおり水質排出基準が定められている。

表 3.1.7-20(1/2) 排水基準（有害物質）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：10 mg/L
	海域：230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：8 mg/L
	海域：15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
1. 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

表 3.1.7-20(2/2) 排水基準（その他の排出水の汚染状態）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	5.8～8.6（海域以外）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
浮遊物質（SS）	200 mg/L（日間平均 150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌数	日間平均 800 CFU /ml
窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）
磷含有量	16 mg/L（日間平均 8 mg/L）
備考	<p>1. 『日間平均』による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. 排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である特定事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 生物化学的酸素要求量（BOD）に係る排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）に係る排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>4. 窒素含有量に係る排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000 mg を越えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>5. 磷含有量に係る排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>

表 3.1.7-21 (1/2) 上乗せ排水基準 (排出量 10m³以上の施設^注)

項目	上乗せ排水基準
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	25 (日間平均 20)
浮遊物質 (単位 mg/L)	60 (日間平均 50)
フェノール類含有量 (単位 mg/L)	1
備考	
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. 表 3.1.7-20 及びこの表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 10 m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>4. この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排水水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。</p> <p>5. 排水基準の異なる特定施設 (指定地域特定施設を含む。) を併せて設置する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。</p> <p>6. 特定施設、指定地域特定施設又は埼玉県生活環境保全条例 (平成 13 年 埼玉県条例第 57 号) 第 49 条第 8 号に規定する指定施設 (汚水等に係るものに限る。) を併せて設置する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。</p>	

注：豚房 (総面積 50 m²以上) 牛房 (総面積 200 m²以上) 馬房 (総面積 500 m²以上)、と畜業・死亡獣畜取扱業、指定地域特定施設 し尿浄化槽 (処理対象人員が 201~500 人で指定地域内に設置されるもの)、し尿処理施設 (処理対象人員 500 人以下のし尿浄化槽を除く) 及び下水道終末処理施設以外の特定施設である指定排水施設

表 3.1.7-21 (2/2) 上乗せ排水基準 (排出量 10m³未満の施設)

項目	上乗せ排水基準
水素イオン濃度 (単位 mg/L)	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	150 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (単位 mg/L)	180 (日間平均 150)
備考	
<p>1. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 10 m³未満であり、かつ、水質汚濁防止法施行令 (昭和 46 年政令第 188 号) 別表第 1 第 11 号、第 66 号の 4 から第 66 号の 8 まで、第 68 号の 2、第 70 号の 2 若しくは第 72 号に掲げる施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場及びこれらの工場又は事業場から排出される水 (公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設を設置する工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>2. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>3. 表 3.1.7-21 (2/2) の備考 1 及び 6 の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。</p>	

表 3.1.7-22 ダイオキシン類に係る水質排出基準

特定施設	水質排出基準
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10pg-TEQ/l
廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設	

(3) 総量規制基準

「水質汚濁防止法」に基づく排水基準のみでは環境基準の確保が困難であると認められる閉鎖性水域（東京湾ほか）では、当該水域に流入する上流県等内陸部からの負荷、生活排水等を含めた汚濁源の汚濁負荷量の総量を統一かつ効果的に削減することを目的とした総量規制基準が定められている。

総量規制基準は当該水域に流入する指定地域の特定事業場のうち日平均排水量50m³以上のものに適用される。

対象事業実施区域が位置する伊奈町は、指定地域に該当する（「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（平成29年 埼玉県告示第784号））。

(4) 土木建設作業に伴う汚水等の規制基準

「埼玉県生活環境保全条例」では、指定土木建設作業（杭工事、地盤改良工事、根切り工事、シールド工事、アンカー工事）に伴い排出する汚水等について基準が定められている。作業において汚水等を排出する場合は、表3.1.7-20(1/2)に示す排水基準（有害物質）及び表3.1.7-23の基準が適用される。

表 3.1.7-23 土木建設作業に伴う汚水等の規制基準

項目	単位	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	—	5.8 以上 8.6 以下
浮遊物質量	mg/L	180（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	mg/L	5
備考		1. この表の下欄に掲げる数値に係る検定方法は、昭和 49 年環境庁告示第 64 号によるものとする。 2. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3. この表に掲げる許容限度は、公共用水域に排出される場所におけるその排出水に係るものである。

出典：「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月 条例第 57 号）

「埼玉県生活環境保全条例施行規則」（平成 13 年 12 月 規則第 100 号）

(5) 下水道等への放流に係る排除基準

計画施設からの処理水等を下水道へ放流する場合には、下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日）及び伊奈町下水道条例（平成 2 年 10 月 1 日）に基づき、表 3.1.7-24 に示す下水道排除基準が適用される。

表 3.1.7-24 下水道排除基準

法令	項目	下水道排除基準
伊奈町 下水道 条例	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L未満
	水素イオン濃度	水素指数5を超え9未満
	生物化学的酸素要求量	600 mg/L未満
	浮遊物質	600 mg/L未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L以下
	窒素含有量	240 mg/L未満
	リン含有量	32 mg/L未満
	温度	45 °C未満
	ヨウ素消費量	220 mg/L未満
下 水 道 法	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下
	シアン化合物	1 mg/L以下
	有機リン化合物	1 mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/L以下
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
	チウラム	0.06 mg/L以下
	シマジン	0.03 mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
	ベンゼン	0.1 mg/L以下
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下
	ほう素及びその化合物	10 mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	8 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
	フェノール類	5 mg/L以下
	銅及びその化合物	3 mg/L以下
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下
	鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下
	クロム及びその化合物	2 mg/L以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	

6) 土壌汚染

(1) 環境基準

「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年 環境庁告示第46号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年 法律第105号）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境庁告示第68号）における土壌汚染に係る環境基準は、表3.1.7-25に示すとおりである。

表 3.1.7-25 (1/2) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサソ	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.03mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

表 3.1.7-25 (2/2) 土壌の汚染に係る環境基準 (ダイオキシン類)

項 目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 	

(2) 土壌汚染対策法等に基づく土壌の汚染状態の基準

「土壌汚染対策法」（平成14年5月、法律第53号）では土壌の汚染状態の基準が表3.1.7-26に示すとおり定められており、有害物質使用特定施設の使用が廃止された際や、一定規模以上の土地の形質変更を行う際に、土壌汚染状況調査の実施と知事への報告が義務付けられている。「埼玉県生活環境保全条例」においても、土壌汚染対策法と同様に土壌汚染基準を定めるとともに、3,000 m²以上の土地について土地の切り盛り、掘削その他土地の造成や建築物等の建設等の行為を行う場合は、過去の特定有害物質取扱事業所の設置の状況等を調査し、その結果を知事に報告する必要がある。

なお、現時点において対象事業実施区域は土壌汚染対策法に基づく、要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されていない（「土壌汚染対策法に基づく指定区域一覧」（令和7年12月26日現在 埼玉県HP））。

表 3.1.7-26 要措置区域の指定に係る基準及び第二溶出量基準

分類	項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	
特定有害物質（土壌汚染対策法）	揮発性有機化合物（第1種特定有害物質）	クロロエチレン	—	0.002 以下	0.02 以下
		四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 以下	1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下
		1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 以下	0.02 以下
		ジクロロメタン	—	0.02 以下	0.2 以下
		テトラクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
		トリクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下
		ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
	重金属等（第2種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下
		六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
		シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
		水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
				うちアルキル水銀	アルキル水銀が検出されないこと
		セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
		鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
		砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
		ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
		ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
	農薬等（第3種特定有害物質）	シマジン	—	0.003 以下	0.03 以下
		チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下
		チオベンカルブ	—	0.02 以下	0.2 以下
		ポリ塩化ビフェニル	—	検出されないこと	0.003 以下
		有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	—	検出されないこと	1 以下

8) 景観

景観については「景観法」（平成16年6月、法律第110号）、「埼玉県景観条例」（平成19年7月、埼玉県条例第46号）及び「埼玉県景観計画」（平成19年8月、埼玉県）等により規制されている。

景観法の景観計画において、景観計画の区域を定めることとなっており、埼玉県では全域を景観計画区域（景観行政団体である市町村等の区域を除く。）としていることから、上尾市、伊奈町は県の景観区域内となっている。

景観計画の中では、景観計画の区域が定められており、対象事業実施区域は一般課題対応区域の田園区域に該当している。

一般課題対応区域では建築物の建築等に対して、高さが15メートルを超えるなどの大規模な建築物及び工作物を届出の対象としており、「景観形成基準にしたがい良好な景観形成を誘導するとともに外観の色彩等について必要がある場合は、勧告、公表及び変更命令等を行う。」等、規制誘導している。

また、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」（昭和54年 条例第10号）では、「ふるさとの緑の景観地」を指定するとともに、保全計画を策定することとなっているが、対象事業実施区域周辺にふるさとの緑の景観地は指定されていない。

9) 廃棄物

埼玉県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月、法律第137号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」（令和3年3月、埼玉県）を策定し、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現を目指している。

また、「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」（上尾市・伊奈町 令和4年3月）では、ごみ処理の広域化に係る基本的事項を明確にする中で、基本方針として、以下の3つを掲げている。

- ・ 広域的・長期的な視点で考える3Rの推進
- ・ 地球温暖化対策推進への貢献及び周辺環境の保全
- ・ 住民・事業者・行政がともに進める持続可能な社会

10) 地球温暖化

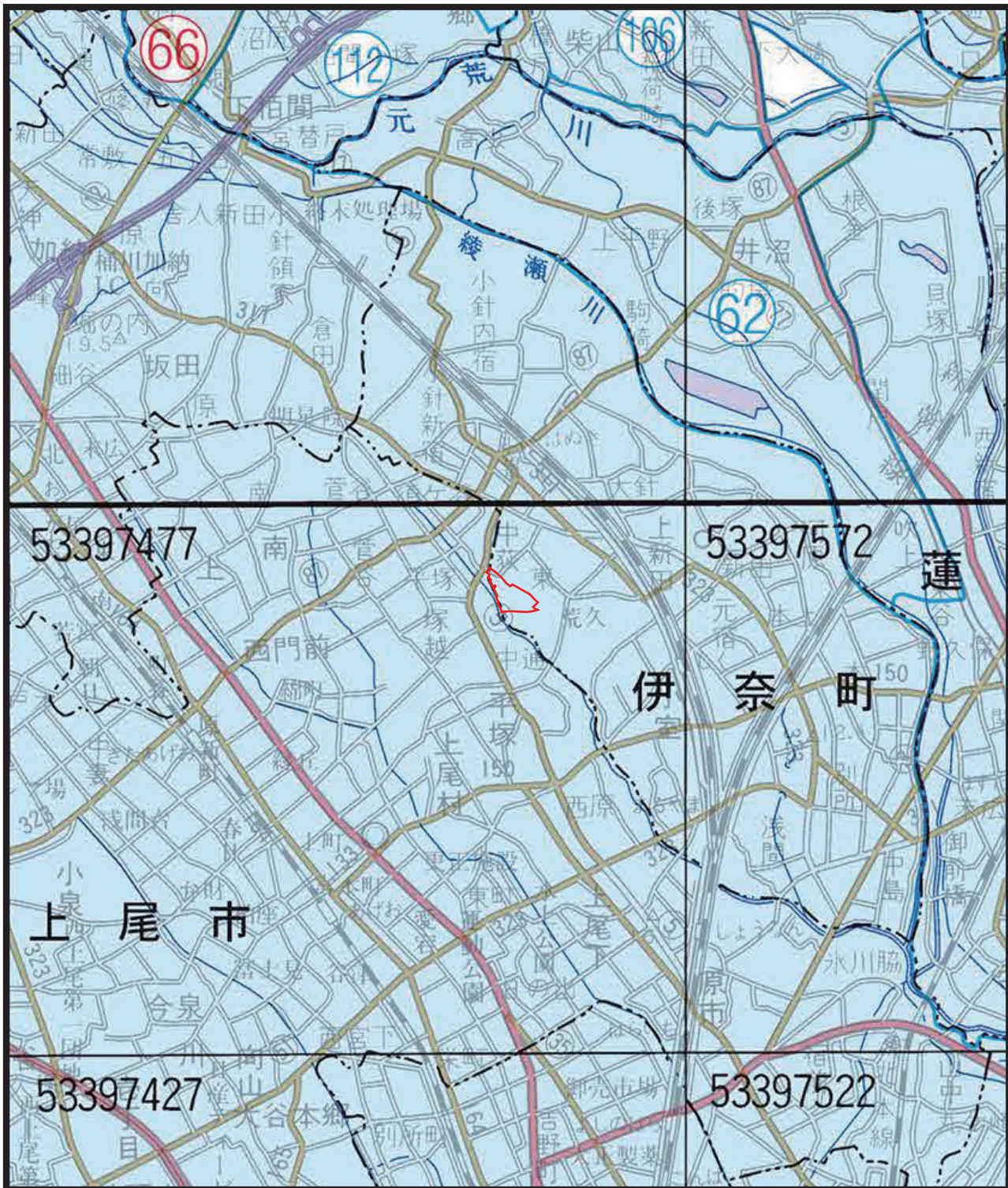
埼玉県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年 法律第117号）及び「環境基本計画」（令和4年4月 埼玉県）に基づき、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」（R5.3 埼玉県）を作成している。

この中で埼玉県の目指すべき将来像として、「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を掲げ、温室効果ガスの排出削減目標を「令和12年度（2030年度）における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比46%削減する。」としている。

11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月、法律第88号）に基づく鳥獣保護区等の指定状況は、図3.1.7-3に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、指定猟具使用禁止区域（銃）に指定されている。



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町界
- 国指定鳥獣保護区
- 県指定鳥獣保護区
- 特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 指定猟法禁止区域
(鉛弾使用禁止区域)
- 国 有 林
(埼玉森林管理事務所管)
- 環境管理事務所



S = 1:50,000



図3.1.7-3 鳥獣保護区等

出典：「令和7年度鳥獣保護区等位置図」(埼玉県)

12) 文化財

対象事業実施区域では、集落跡や貝塚が確認された周知の埋蔵文化財包蔵地が位置している。

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等（文化財保護法93・94条）を、また新たに遺跡を発見した場合にも届出等を行う必要がある（同法96・97条）。

13) 土地利用

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）は、国土利用の構想を示す国土利用計画及び土地利用基本計画、土地の投機的な取引の規制、遊休土地に関する措置などについて定めており、これらに基づいて、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。

また、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき都道府県が指定した地域を「農業振興地域」として農業のために利用する土地と位置付けられている。上尾市及び伊奈町は市街化調整区域の一部が農業振興地域として指定されており、対象事業実施区域及びその周囲は、農業振興地域に該当する。

11) 自然環境関連法令等

対象事業実施区域及びその周辺地域における自然環境関連等に係る法令等による指定状況を整理したものを表3.1.7-27に示す。

表3. 1. 7-27 自然環境関連法令等に基づく指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業 実施区域	調査地域
自然環境 関連	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）	生息地等保護区	×	×
	自然公園法	国立公園、国定公園	×	×
	埼玉県立自然公園条例	県立自然公園	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特定猟具使用禁止区域（銃）	○	○
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	埼玉県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	×
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	○	○
土地 利用 関連等	国土利用計画法	農業地域	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域（農用地区域）	○	○
	都市緑地法	緑地保全地域、緑化地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	○
	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域、近郊特別緑地保全地区	×	×
	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の景観地	×	×
	都市計画法	風致地区	×	×
	埼玉県景観条例	景観計画区域	○	○
	森林法	保安林	×	×
	河川法	河川保全区域	×	×
	砂防法	砂防指定地	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	×
	工業用水法	指定地域	×	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域	×	×
埼玉県生活環境保全条例	地下水の採取を規制する地域	○	○	